

2023 年度
「医学部学生 T M G 奨学金」募集要項
【医学部入学希望者用】

1. 募集期間 2023年7月10日（月）～2023年9月8日（金）
2. 応募資格
次の（１）から（４）の全てに該当する者
（１）次のいずれかに該当する者
ア 貸与の申請の時に本人又は親（未成年後見人である親族を含む。以下同じ。）
が国内に住所を有する者
イ 国内の高等学校を卒業する見込みである者又は卒業した者
ウ 国内の高等専門学校の第３学年の課程を修了する見込みである者又は修了した者
エ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５０条第３号の規定
により文部科学大臣が指定した国内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣
が定める日以後に修了する見込みである者又は修了した者
（２）医学部（医学科）に入学する意思を有する者 ※在學生は応募資格を有しません。
（３）医師免許を得た後、T M G 医療機関にて医師として勤務する意思を有する者
（４）専門医プログラムを受講する場合は、T M G 医療機関（診療科は、内科・整形外科・
麻酔科・病理診断科）で受講を希望する者
3. 募集定員 若干名（最大５名程度）
4. 貸与金額及び貸与期間
大学に入学するために必要な費用として１００万円及び月額２０万円の額を大学卒業
まで（上限６年）貸与
5. 返還免除
大学卒業後医師免許を得て T M G の臨床研修指定病院※で初期臨床研修を受けた後、
９年間以上（初期臨床研修を除く）医師として、T M G 本部が指定する T M G 医療機関
の指定診療科（内科・整形外科・麻酔科・病理診断科のうちから臨床研修終了までに
T M G 本部が本人特性等を勘案し本人と相談のうえ決定）で勤務をしたとき

※TMG内の全臨床研修指定病院を受験していただきます

ただし、下記（１）～（４）の通り猶予期間を設ける

- （１）TMGの医師として勤務しているとき
- （２）TMGの臨床研修指定病院で初期臨床研修を履行しているとき
- （３）卒業年次の国家試験に不合格で、翌年資格取得をする意思のあるとき
- （４）災害・疾病その他やむを得ない理由があるとき

6. 応募手続

募集期間内に応募書類を「7. 応募先」まで簡易書留による郵送

【必要書類】

- ① 奨学金応募申請書（履歴書）、② 卒業（見込）証明書、
- ③ 成績証明書（在学は、１年生、２年生、３年生の通知表でも可）④ 予備校等の模試結果（受験者のみ）

※卒業見込証明書、成績証明書については、ご提出期限に間に合わない場合は、応募申請書類にその旨を明記し、ご用意でき次第お送りください。

7. 応募先

〒335-0023 埼玉県戸田市本町 1-22-3

TMG本部 人事部 医学部学生奨学金担当（中戸川） 電話 048-442-6418

8. 選考方法

書類選考及び面接選考により決定する（面接選考は書類選考合格者に対し実施）

（１）書類選考…１０月

応募者全員に選考結果をお知らせします。

合格：電話等にて次選考の案内

不合格：文書にて郵送または email

（２）１次・２次面接選考（場所：埼玉県戸田市等）…１０月～１２月

合格：日程調整後、内定合格者として今後の手続きについて案内し、

補欠合格者には補欠順位をお知らせします。

不合格：文書にて発送または email

9. 留意事項

医学部（医学科）を履修する課程に入学が認められなかった場合は、貸与候補者としての資格を失います。

奨学金の貸与を希望する場合は、来年度以降、改めて本制度に応募する必要があります。

制度について

1 制度の概要

(1) 医学部学生TMG奨学金貸与制度の概要

将来TMGで医師として勤務し地域医療に貢献する医師を養成するものです。

『本制度のメリット』

大学卒業後医師免許を得てTMGの臨床研修指定病院※で初期臨床研修を受けた後、9年間以上(初期臨床研修を除く)医師として、TMG本部が指定するTMG医療機関の指定診療科(内科・整形外科・麻酔科・病理診断科のうちから臨床研修終了までTMG本部が本人特性等を勘案し本人と相談のうえ決定)で勤務をすれば奨学金の返還を免除します。

※TMG内の全臨床研修指定病院を受験していただきます

(2) 対象者

次の①から④までの条件をすべて満たす者

- ① 大学医学部に合格し入学する意思を有する者。
- ② 医師国家試験に合格後、直ちにTMG臨床研修指定病院において初期臨床研修を実施し、その後、TMGの医師として業務に従事する意思を有している者。
- ③ 専門医プログラムを受講する際は、TMG医療機関(診療科は、内科・整形外科・麻酔科・病理診断科)で受講を希望する者。
- ④ 同種の奨学金の貸与を受けていない者(日本学生支援機構奨学金可)

(3) 奨学金の貸与額及び貸与期間

大学に入学するために必要な費用として100万円(入学支度金)、授業料として月額20万円と貸与します。

貸与期間はその者が大学医学部に入学以降、在学する最短修業年限終期(6年間)までとします。

(4) 貸与方法

大学入学前に大学に入学するために必要な費用を振込みます。大学入学後は半期毎に6ヶ月分の奨学金を貸与者名義の口座に一括して振込みます。

2 奨学金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が猶予されます。

なお、返還の猶予については、その申請に基づき決定されますので、全ての申請が認められる訳ではありません。

- (1) TMGで医師として勤務しているとき
- (2) TMGの臨床研修指定病院で初期臨床研修を受講しているとき
- (3) 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有するとき
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき

3 奨学金の返還免除

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が免除されます。

- (1) 大学卒業後医師免許を得て初期臨床研修を受けた後、9年間以上(初期臨床研修を除く)医師として、TMG本部が指定するTMG医療機関の指定診療科(内科・整形外科・麻酔科・病理診断科のうちから臨床研修終了までにTMG本部が本人特性等を勘案し本人と相談のうえ決定)で勤務をしたとき
- (2) 前項の勤続年数には、出産休暇、育児休業、介護休業、休職期間は通算しない。そのほかに、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部または一部を免除することがあります。
 - ① 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき
 - ② 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったとき

4 貸与の取消し・交付の停止

奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止します。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき
- (3) 学業の成績又は性行が著しく不良になったとき
- (4) 成績不良により進級できなかったとき
- (5) 医師免許を得た後、TMGで医師として勤務する意思がなくなったと認められるとき
- (6) 死亡、又は所在不明となったとき
- (7) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (8) 同種の奨学金の貸与を受けたとき
- (9) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき

※奨学生が休学、又は停学の処分を受けた時は、休学、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該契約の奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

5 奨学金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければなりません。

- ① 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき
- ② 医師免許を得た後、TMG本部が認めた場合を除き直ちにTMGで医師として勤務しなかったとき
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められ、返還猶予の決定を受けた者が、当該猶予期間に引き続いてTMGで医師として勤務しなかったとき
- ④ 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき

(2) 奨学金の返還方法

返還する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括して返還しなければなりません。

なお、正当な理由がなく期日までに返還しない場合は、延滞利息が生じます。

※延滞利息

返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14%の割合を乗じて得た金額となります。

奨学金貸与候補者の募集について

6 募集人員

若干名(最大5名)

7 応募書類

応募様式1はTMGホームページからダウンロードして下さい。

アドレス <https://www.tmg.or.jp/jobs/doctor/scholarship/>

(1) 書類

- ☐ 医学部学生TMG奨学金応募申請書（応募様式1）

(2) 証明書類

- ☐ 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学中の者

A) 卒業見込証明書

B) 成績証明書（在學生は、1年生、2年生、3年生1学期までの通知表でも可）

- ☐ 高等学校を卒業、高等専門学校の第3学年の課程を修了又は専修学校の高等課程を修了した者

A) 卒業証明書

B) 成績証明書

- ☐ 高等学校卒業程度認定試験合格者又は高等学校卒業程度認定試験に合格見込み者

A) 合格証明書

(3) 予備校等の模試結果（受験者のみ）

8 応募書類の提出方法・提出期間

(1) 提出方法

簡易書留による郵送

（提出先） 〒335-0023 埼玉県戸田市本町 1-22-3

TMG本部 人事部 医学部学生奨学金担当（中戸川）

(2) 提出期間

2023年7月10日（月）～2023年9月8日（金）必着

9 選考

(1) 書類選考

応募者全員に選考結果をお知らせします。

合格：電話等にて次選考の案内

不合格：文書にて郵送または email

(2) 1次・2次面接選考（場所：埼玉県戸田市等）

合格：日程調整後、内定合格者として今後の手続きについて案内。

補欠合格者には、補欠順位をお知らせします。

不合格：文書にて郵送または email

(3) 留意事項

最終選考に合格した方は奨学金貸与候補者となります。

なお、2024年3月までに大学医学部へ入学が決定しないと、奨学金の貸与を受けることができません。

また、この奨学金と同種の奨学金の貸与を受ける場合は、本奨学金の貸与を受けることはできません。

奨学金貸与候補者となった場合の手続きについて

10 奨学金の貸与の申請

奨学金貸与候補者は、大学の入学の決定後、速やかに申請書類を提出して下さい。

11 申請に必要な書類

(1) 申請者本人

- ① 医学部学生TMG奨学金貸与申請書
- ② 住民票の写し
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 奨学金の振込先金融機関の預金通帳の写し
(金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できるページ)
- ⑥ 大学の合格通知の写し
- ⑦ 大学に納付すべき入学金、授業料、実験実習費などが分かる書類の写し

(2) 連帯保証人2人

- ① 住民票の写し 各1通
- ② 印鑑登録証明書 各1通

<連帯保証人について>

貸与申請時の誓約書及び貸与終了時の借用証書に連帯保証人の保証が必要となりますので、あらかじめ内諾を得て下さい。

なお、貸与決定後に連帯保証人を変更することはできません。ただし、死亡や破産等のやむを得ない事由がある場合は除きます。

※ 返還が滞ると、連帯保証人に返還していただくことになります。

<連帯保証人の要件>

- (1) 継続・安定した収入が見込まれること
- (2) 返還が滞った際に、直ちに返還することができること

12 申請書類の提出方法

郵送にて、TMG本部に提出下さい。

(提出先) 〒335-0023 埼玉県戸田市本町 1-22-3

電話 048-442-6418

メール tmgjinja@tmg.or.jp

TMG本部 人事部 医学部学生奨学金担当 (中戸川)

参考：返還免除期間について

